

○宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 7 号

改正 平成 23 年 12 月 26 日条例第 22 号

改正 令和 5 年 9 月 25 日条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 申請受付期間
- (4) 使用料に関する事項
- (5) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (6) 申請の資格
- (7) 選定の基準
- (8) その他市長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が別に定める書類

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の指定管理者としてふさわしくない団体として規則で定める事由に該当する団体は、前項に規定する申請をすることができない。

(選定方法等)

第 4 条 市長等は、前条に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長等が別に定める事項
(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第 5 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 2 条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき設置された公の施設の管理を同法により定義される選定事業者に行わせようとするとき（他の法令の規定に基づくこれに準じた方法により選定した事業者に行わせようとするときを含む。）。
- (2) 前号の公の施設に併設する施設の運営法人等を指定することにより一体的な施設の活用が図られると期待できるとき。
- (3) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとき。
- (4) 市の施策推進の観点から施設の適正な管理を確保するため、合理的な理由があるとき。

2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長等は、あらかじめ第 3 条各号の事項について当該団体と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定)

第 6 条 市長等は、第 4 条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第 7 条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項

- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
 - (6) 双方のリスク負担に関する事項
 - (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (8) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (9) その他市長等が別に定める事項
- (業務報告の聴取等)

第 8 条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 9 条 市長等は、指定管理者が前条の規定に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第 6 条第 2 項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第 10 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び理由
- (3) 使用料の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長等が別に定める事項

(個人情報の取扱い)

第 11 条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第 7 条第 1 項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(選定委員会の設置)

第 12 条 指定管理者の選定を行うため、宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会を置く。ただし、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行う場合においては、この限りでない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の菟田野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年菟田野町条例第 19 号)、榛原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年榛原町条例第 1 号)又は室生村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年室生村条例第 15 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日において、合併前の条例の規定により合併前の菟田野町の公の施設の管理を行うものとして指定されていた法人その他の団体は、施行日からその指定の期間の末日までの間、この条例第 6 条の議会の議決を経て指定された指定管理者とみなす。

附 則(平成 23 年条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 1 条から第 39 条までのそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る申請又は許可について適用し、同日前に係る申請又は許可については、それぞれなお従前の例による。